

小金井市立公園等指定管理者評価について

1 指定管理者制度について

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理を地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者を含む）に委ねることができるようになった制度であり、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間等の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的としている。

2 対象施設

- (1) 市立公園（220の公園及び緑地）
- (2) 滄浪泉園緑地
- (3) 環境楽習館

3 指定管理者導入の目的

- (1) 市立公園及び滄浪泉園緑地（以下「市立公園等」という。）

適切な樹木等の維持管理、利用者の少ない公園の活用、にぎわいの創出、市民ボランティアとの協働の推進及び新たな市民サービスの提供など、「公園の質の向上を図る」ことを目的としている。

- (2) 環境楽習館

施設のにぎわいの創出、利便性の向上、隣接する滄浪泉園緑地との一体利用により、利用の促進を図り、「環境啓発の機運を醸成する」ことを目的としている。

4 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社日比谷アメニス

所在地 東京都港区南麻布三丁目20番1号 Daiwa 麻布テラス4階

5 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

6 指定管理者の業務範囲

(1) 市立公園等

- ア 市立公園等の管理運営に関する業務
- イ 市立公園等の維持管理及び修繕に関する業務
- ウ 市立公園等の利用を制限し、又は禁止をする業務
- エ 市立公園等の使用許可又は使用承認に関する業務
- オ 市立公園等利用者への案内及び要望・苦情への対応
- カ 市民やボランティア等との協働事業の推進
- キ 自主事業
- ク 事業のモニタリング
- ケ 公園施設の設置・管理運営
- コ その他市長が特に必要と認める事業

(例：滄浪泉園緑地周年事業の協力、市立小学校の環境教育支援事業の協力、他自治体の視察の受け入れ等)

(2) 環境楽習館

- ア 環境楽習館の管理運営に関する事業
- イ 環境楽習館の維持管理及び修繕に関する業務
- ウ 環境楽習館の集会室の使用承認等に関する業務
- エ 環境楽習館利用者への案内及び要望・苦情への対応
- オ 環境啓発に関する事業
- カ 市民やボランティア等との協働事業の推進
- キ 自主事業
- ク 事業のモニタリング
- ケ その他市長が特に必要と認める事業

7 評価の趣旨

(1) 管理運営状況に関する評価について

市と指定管理者が協定で合意した管理業務の実施・安全管理、関係法令の遵守及び個人情報保護といった指定管理者が遵守すべき事項について確認を行うとともに、各施設におけるサービスの実施状況や利用者満足度等を確認し、管理運営状況进行评估する。

その評価結果を管理運営に反映していく P D C A サイクルを構築す

ることで、各施設におけるサービスの一層の向上を図っていくことを目的としている。

(2) 評価の根拠条例

以下の条例に基づき、指定管理者の管理運営状況を評価する。

- ・小金井市立公園条例（平成3年条例第26号）第3条の9
- ・小金井市滄浪泉園緑地条例（昭和54年条例第17号）第2条の4
- ・小金井市環境楽習館条例（平成24年条例第26号）第3条の4

8 評価目的

指定管理者制度の運用について、PDCAサイクルを確立し、適正な管理運営及び質の高いサービスの提供につなげることを目的とし、指定管理者の事業提案について、提案どおり事業に反映できているか等含めて評価を行うものである。

9 評価の視点

指定管理者評価委員会において、指定管理者へのヒアリング及び現地確認等を踏まえ総合的に評価する。

10 総合評価

総合評価は、大項目の各評価の数により、さらにA評価からD評価までの4段階で評価し、総合的な特記すべき事項を付す。

総合評価		大項目の評価			
		A 評価	B 評価	C 評価	D 評価
A 評価	優れている	3 つ以上	－	ない	ない
B 評価	適正である	－	3 つ以上	2 つ以下	ない
		ない	全て	ない	ない
C 評価	改善が必要である	－	－	3 つ以上	ない
D 評価	至急改善が必要である	－	－	－	1 つ以上